# 近代文化遺産の継承手法における課題 職能についての一考察

Challenges in the Method of Handing over Modern Cultural Heritage

One Consideration of Job Function

# 津村泰範

キーワード

近代文化遺産、継承手法、職能

In our country, buildings are often demolished before their physical useful life due to social, economic, and institutional conditions. A typical challenge in the conservation and utilization of those modern and contemporary buildings is how to balance the cultural heritage value of the buildings with their architectural performance. The ultimate goal of this research is to present a new perspective on the balance between conservation and utilization, and to present a methodology for the future restoration and succession of modern and contemporary buildings, including not only cultural properties and

#### TSUMURA Yasunori

#### Keywords

modern cultural heritage, methods of handing over, job function

historical buildings but also general architecture.

This research is still ongoing and has not been fully summarized. Therefore, this report focuses on the information on the profession of inheriting modern and contemporary historical buildings from information disseminated by professional groups, based on the results of the practical research that the author has conducted up to now. I hope that somehow the landscape we usually see will be enriched and society will be more prosperous.

### はじめに

わが国では、建造物は、社会的・経済的・制度的な条件から、その物 理的耐用年数を待たずして取り壊される例が多く見受けられる。ただ し、文化的・歴史的価値が見いだされた建造物は、文化財保護制度\*1 や景観保全制度\*2などによって辛うじてその物理的耐用年数が担保 される。しかし、特に都市内に多数存在する近現代建造物は、日々使 い続けていかなければ保存・継承も難しい。国登録有形文化財建造物 (以下、登録文化財建造物もしくは国登録)\*3となったところで活用 し続けるための再生工事の設計には多くの課題がある。

それらの近現代建造物の保存活用における代表的な課題は、建造物 の文化遺産としての価値(オーセンティシティ・守るべき本物として の価値)と建築的性能(日常的に使い続けるための安全性、機能性、 快適性など)をいかに両立させるか、にある。つまり、近現代の建造 物を使いながら保存して行くためには、今までのような「保存のため の修理」だけではなく、現代建築と同等の性能を確保するための「活 用するための設計」という行為が必須となるのである。ましてや、地 方指定文化財建造物や登録文化財建造物は、大規模の修繕・模様替え、 増築や用途変更など、修理や活用のための建築行為を行う際は、継続 利活用を前提とした修理であれば、原則として建築基準法の適用とな り、あの手この手で現行基準に合わせるべく、バリアフリー化や補強 等を行っているのが現状だ。21世紀に入りこの20年来、既に数々の 試行錯誤の上に、事例が蓄積されてきているとはいえ、まだまだ手探 りで個別解である。それゆえに基本的共通理念が求められ、計画や設 計の担い手の文化財保存修理技術者・建築士の両方の資質を備えない と対処できなくなっているが、これを同一人物が同時に行うのも専門 性の観点からも簡単ではない。昨今の退縮著しい地方都市では、歴史 的環境の保存再生や歴史的建造物には満たない現代建築の既存ストッ クを活用したリノベーションまちづくり\*\*の機運が高まっているが、 これを解消しないことには、現実的に推し進めていくことが難しい。

そこで、わが国の近現代建造物の保存活用において、未熟な「従来 の指定文化財建造物に施される保存修理」と「一般建築改修に準ずる 活用設計」を繋ぐ考え方を構築し、地域と時間とを繋ぎ、まちに奥行 を与える建造物継承手法を提示することが本研究の目的である。

文化財保護制度のみならず建築を取り巻く諸制度(建築基準法や都 市計画法、文化財や景観財に対する補助事業やそれらの建築基準法上 の緩和規定など、また、建築士や文化財建造物修理技術者等の資格制 度にまで多岐に及ぶ)の国内の現状を改めてレビューし、建造物を継 承するにあたっての課題を整理する。これは、文化財建造物の保存修 理と一般建築の再生改修の双方の設計実績を持つ筆者が、自身の関与 した建造物事例の方法論を検証することによって、明らかにすること において独自性の強い研究である。

2020~21年度には、一般社団法人ベンチャーシップスポート「旧 渡辺甚吉邸に代表される歴史的建造物の保存、再生活用、展示運用に 関わる研究」助成を受け、「歴史的建造物を使い続けていくための現 行規定整合に関する研究」1)として主として移築文化財の事例調査か ら課題の抽出を行った。

これらを踏まえた上で、研究計画としては、筆者が過去に実務上担 当した歴史的建造物の保存再生工事物件を計画から設計および工事に 至るまでに明らかになった課題とその解決法を整理することとした。

1997年~2003年の6年9か月の間、筆者が最初に実務経験を積 んだ降幡建築設計事務所勤務時での担当実績である稲荷山宿・蔵し館 (fig.1 長野県千曲市稲荷山・未指定文化財・重要伝統的建造物群保存 地区の特定物件\*5)、安曇野髙橋節郎記念美術館生家展示館 (fig.2 長 野県安曇野市穂高·国登録)、S家住宅(fig.3 長野県塩尻市平沢・国登録・ 重要伝統的建造物群保存地区の特定物件\*6) などは、いずれも再生工 事後20年近くが経過し、一定の利活用上の課題が見えていると予想 できる。



fig.1 蔵し館(2017年6月) fig.2 安曇野髙橋節郎記念 fig.3 S家住宅



美術館生家展示館 (2022年9月)



また、これらに加え、2004年~2016年の12年3か月の間在籍し た、文化財保存計画協会勤務時の実績である下関市立近代先人顕彰館 (山口県下関市・市指定有形文化財)、旧三井三池炭鉱万田坑施設(熊 本県荒尾市・国指定重要文化財)、岩手銀行赤レンガ館(fig.4 岩手県 盛岡市、国指定重要文化財)、旧観慶丸商店(fig.5 宮城県石巻市、市 指定有形文化財)なども同様に竣工後の実際の活用状況の調査を行い、 新たな課題を抽出し、検討を行う計画とした。



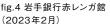




fig.5 旧観慶丸商店(2022年8月)

その先の成果として、これらの研究成果を踏まえ、燕市吉田地区の 国登録有形文化財「旧今井銀行」(大正3(1914)3月竣工)の保存 活用の計画、長岡市摂田屋地区の旧機那サフラン酒製造本舗を中心と したリノベーション・景観まちづくり計画の実践に応用することが、 大きな目的である。

さらにその先の最終的な目的は、保存と活用のバランスについての 新たな視点を示し、今後の文化財・歴史的建造物だけでなく一般建築 も含めた近現代建造物の修復・継承に至る一つの方法論を示し、地域 だけでなく時間の軸も繋げて多面的に展開をしたいと考えている。

上記の研究は現在も継続中であり、中間報告的な内容となり、まとめきれていないため、本稿では、筆者が今まで行ってきた実践的な研究の成果(新潟県長岡市のまちなかリノベーションの実践研究も含む)も踏まえ、建築士会、建築家協会(JIA)、文化財建造物修理技術者の所属する団体等の専門職能集団の発信する情報から、近現代の歴史的建造物を継承するための職能についての情報を整理した内容を中心に報告する。2022年度日本建築学会大会建築歴史・意匠部門研究協議会「近現代建築の評価と活用―新たな局面に向けて」資料集寄稿文を一部加筆修正した内容と、2020年度から始まり、筆者も講師陣に名を連ねる「京都工芸繊維大学へリテージアーキテクト養成講座」からの考察を述べる。

# 1. 近現代建築の保存再生工事設計監理者の職能論

### 1.1 なぜ職能論か

昨今、まちづくりの一つの大きな常套手段として、歴史的建造物を活用することが増えてきている。そのまちの記憶を継承する拠り所である歴史的建造物を保存することが目的の一つであるが、保存するためには活用することが求められ、また活用することでそのまちの風景が世代を超えてつながる相乗効果があることは社会的に広がっている。\*7 そうした歴史的建造物のなかでも、特に近現代建築を継承(保存・再生)する事業が増えている。

筆者は専門として「建造物保存再生」と謳っており、20年余りの既存建築の保存再生工事の設計監理を中心とした実務経験を踏まえ、その職能について考察している。そのなかで、まちづくりのための歴史的建造物の設計監理を担う(もちろん工事を担う方々も十分必要だが)方々の層の薄さを痛感している。どうにかして層を厚くしていきたい、そう願っている。本章では、文化財の建築を中心に近現代建築を継承(保存・再生)する事業に関わる職能・資格について考えてみたい。

# 1.2 近現代の文化財建造物

まずは近現代の文化財建造物(建築物および土木構造物)を概観する。 築後 50 年を経た建造物は国登録有形文化財となる必要条件を備え ており、2023 年現在、1972(昭和 47)年竣工の建造物はその条件を 満たす。ちなみに本章作成の 2023 年 7 月時点の 1945(昭和 20)年 以降の登録有形文化財(建造物)の数は「国指定文化財等データベース」 から 607 件であり、最も竣工年が最近のものでは、1971 (昭和 46) 年竣工の「丁子屋店舗」「紀伊風土記の丘松下記念資料館」「足摺海底館」が登録されている。また現在指定されている国の重要文化財建造物のなかで築年数がいちばん浅いものは、「国立代々木競技場」であり、竣工が 1964 (昭和 39) 年なので築後 59 年が経過している。なお、2023 年現在、戦後の重要文化財建造物(建築物)として上記の「国立代々木競技場」のほかに「国立西洋美術館」「旧神奈川県立近代美術館」「八勝館」「広島平和記念資料館」「世界平和記念聖堂」「日土小学校(中校舎・東校舎)」が指定されている。

#### 1.3 文化財建造物保存修理を掌る資格・職能

次に、文化財建造物の保存修理を掌る資格・職能はどうなのか、見 てみたい。

戦後建築に限らず、重要文化財に指定された建造物は、その価値を 維持継承する運命が課される。文化財の価値の維持には、日常の適切 な管理と周期的な「保存修理」が不可欠であり、日常管理と「保存修理」 は、文化財としての価値を損なわないように慎重に行わなければなら ない。特に「保存修理」では、破損した部材であっても、補修や補強 等により極力その部材を再用し、取替材は当時の技法・仕様の再現に 努めるなど、それらの語る文化財建造物の歴史を後世に伝える努力が 必要である。「保存修理」は、文化財としての価値を損ねないよう、慎 重に調査し修理方針を検討した上で行う行為である。そして、文化財 建造物の保存修理工事においては、保存修理事業の主体は、事業にか かる経費(工事費や設計監理委託費等の事務費等)について、国庫補 助を受けることができる。この国庫補助を受ける保存修理工事におい ては、あらかじめ文化庁の承認を受けた「主任技術者」が設計監理を 行うこととなっている。「主任技術者」は文化庁担当官の指導を受けな がら設計監理を進めるが、一方でその対象文化財建造物の保存修理に おいて、文化庁担当官の代理人としての役割を務めているとも言える。 「主任技術者」の業務は、所有者(管理者)の委託を受け、保存修

理事業全般にわたり重要な役割を果たす。すなわち保存修理事業のコンダクターである。具体的には、以下の一連の業務を行う。

まず、実測調査、破損調査、技法調査、資料調査などの各種調査を行い、実測図、調書、写真などの記録を作成する。これに基づき、解体範囲や部材の取り替え、部材の補修方法などについて、的確に判断し決定し、工事の設計図書をまとめ、工事現場で工事監理という形で指示を行う。もちろん適宜文化庁担当官に報告し、要所で指導を受けながら進めることとなる。また別途保存修理委員会を設け、学識経験者等から指導・助言を受けながら事業を進めることも多い。このように多くの方が関わることで、より客観的な判断がなされる進め方となっているが、そのとりまとめの中心となるのが「主任技術者」である。

前職で主任技術者であった筆者の経験上の観点ではあるが、文化財建造物保存修理工事の設計監理業務と一般の建築改修工事の設計監理業務との大きく異なる点は、調査の期間とそれに対する対価がある程度保証されている点にあると思う。もちろん所属先の担当業務の兼務状況にもよるので、一概には言えないが、調査に時間と経費がかけられることは、その建造物をどのように継承すべきかを判断するための基礎情報としての調査判明事項が質量ともに充実することを意味するので、とても重要である。ただし、このときに、あらかじめもしくは同時並行で「保存活用計画」が策定されており、対象文化財建造物をある程度具体的にどのように活用するのか、そのために必要な設備改

修(付加)や構造補強を、極力現状を維持しながらどのように工事するのかまで検討して計画できていることが望ましいと思う。しかし、補助事業に採択されるかどうかは、補助金交付申請書が受理されない限り決定できないので、補助金交付申請書に添付する基本設計書作成の段階は、事業主体が申請書作成の委託先を決定するプロセスにより様々な問題が生じないとも限らない。国庫補助事業は、我々の税金をムダ遣いしないためより適切な委託業者を選択すべきで、一般建築の設計監理業務の委託業者を選定するような委託金額の多寡だけでなく、その業務遂行能力を勘案してすべきであるが、その結果委託先が一部のこうした業務に長けている業者だけに偏るために、問題視されることもある。

工事開始後は、根本修理(全解体修理)の場合は、原則、工事現場 に常駐する。そして、解体工事を監理しながらそれに伴う実施設計(一 般改修工事においては変更設計にあたるような内容)を行う。ただし、 非木造の場合は、基本的には全解体修理が困難な構造形式のため、部 分修理(維持修理)の扱いとなり、非常駐監理の場合も少なくない。 その場合、先行して調査工事事業等を行うことなどで、保存修理工事 への影響が少なくなるような事業運営を行うことも所有者や文化庁担 当官との協議等で、主任技術者の業務として必要になる。いずれにし ても、工事現場に入ってから実施設計を組み、文化財保護法上いちば ん根幹の規制である「現状を変更する」箇所の有無(これは当初設計 を変更するという意味ではなく、あくまでも修理前の状況から構造形 式や使用等を変更する箇所があるかどうか)を判断し、もし現状変更 箇所がある場合は、その理由を根拠とともに整理をし、文化庁担当官 が文化審議会に諮問するための資料作成に協力して行うことが、一般 改修工事にはない大きな業務の一つになる。保存修理はその対象とな る重要文化財建造物の価値を詳しく調査する良い機会でもあり、さら には修理後の利活用を念頭に置いて行われるものであるから、保存修 理を機に復原等の現状変更が行われることがしばしばある。現状変更 は、確かな根拠と高い技術力のもとに実施されれば、文化財建造物の 価値をより高め、また利活用の促進に資することとなる。

そして、重要文化財建造物の保存修理工事がまとめ上がった暁には、 当該文化財建造物の将来の保存修理工事の重要な資料とするため、「保 存修理工事報告書」を作成(執筆・編集)する。これは各調査や工種 ごとに詳細を記載した報告書で、保存修理技術者や公共図書館や一部 の大学の図書館に配布され、類例の保存修理事業の参考に供されるも のである。根本修理か維持修理か、現状変更があるかないかで報告書 に収録すべき内容は多少異なる。また、同様の目的で、工事終了時の 建物について、保存修理事業の種別に応じて「保存図」を作成する。

以上、ざっと国宝・重要文化財建造物の保存修理事業における主任 技術者の業務を網羅して記述した。だが、そもそもどうすれば「主任 技術者」になれるのだろうか。

# 1.4 主任技術者になるには

「主任技術者」の多くが所属する公益財団法人文化財建造物保存技術協会のウェブサイトによれば、「現在主任技術者として承認を得ることができる保存修理技術者の数は、全国に130人程度おり、このうちの半数以上に当たる約80人が同協会に勤務している」とある。

実際は、講習によって「主任技術者」が養成されるが、それについては、「文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項」(昭和 47 年 8 月 1 日文化財保護部長裁定、平成 4 年 6 月 29 日、平成 10 年 5 月 27 日、

平成30年10月1日改正)に定められている。その内容は以下のとおりであり、そのまま引用する。

- 1. 文化財建造物修理主任技術者講習会の実施については、この要項の定めるところによる。
- 2. 講習会は、文化財建造物の保存修理工事に携わる技術者に対し、主任 技術者として必要な知識及び技術等を習得させ、その資質を向上させ ることにより文化財建造物保存修理事業の円滑、適正な遂行をはかる ことを目的とする。
- 3. 講習会は、普通コース及び上級コースの2コースに分けて実施する。
- 4. 講習会の履修時間は普通コース 120 時間、上級コース 60 時間とし、履 修科目及び履修内容については別途要領で定める。
- 5. 普通コースを受講できる者は、文化財建造物修理工事の設計又は施工 の監理等の実務経験を有する者で、文化庁が認める者とする。
- 6. 上級コースを受講できる者は、普通コースを受講した者で文化庁が認める者とする。
- 7. 受講者には、当該コースの修了証を交付する。
- 8. その他実施にあたって必要な要領等は別に定める。

また、文化庁のホームページに、「令和4年度文化財建造物修理主任技術者講習会(普通コース・前期)募集案内」が、令和4年6月付で掲載されている。以下、その内容を部分的に引用する。

まずこの講習会の趣旨は以下のとおりである。

「文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項」(昭和 47 年 8 月 1 日文化財保護部長裁定)に基づき、文化財建造物の保存修理に携わる技術者に対し、必要な知識及び技術などを習得させ、その資質を向上させることにより、文化財建造物の保存修理事業において主導的な役割を果たすことのできる技術者を養成する。

さらに、主催は文化庁、期間は前期が8日間、後期が7日間で、 全期間を受講することを原則とし、一部分のみの受講は認めないとし たうえで、受講者には、全講習修了後に修了証を交付する、とある。

受講者は、文化財建造物の保存修理工事の設計又は施工監理業務、保存活用計画策定や耐震診断、行政における技術指導など建造物修理に係る関連業務に実務経験を有する者として、学歴要件により実務経験年数を5年以上、9年以上、13年以上、18年以上などとしている。ここで、「監理」は「施工管理」を意味しないので注意すること、とも書かれている。さらに、文化財保護法及び文化財保護条例により指定された文化財建造物の保存修理における設計又は施工の監理の経験を有することが望ましい、となっている。また、人数は15名程度とするが、実務経験内容から選考し、受講者の選考にあたっては、文化財建造物の設計又は施工監理業務の実務経験を関連業務の実務経験より高く評価し、また文化財の種別では、重要文化財、文化財保護法及び文化財保護条例指定文化財、登録有形文化財及び重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の順に経験を評価する、とある。

令和4年度の募集案内に掲載されている講習の科目名を紹介すると、一般群の科目として、「調査・指定」「登録有形文化財」「伝統的建造物群」「法規」「国際交流」「補助金事務・経理」「保存管理と活用」「構造計画」「保存修理・現状変更」「修理技術史」があり、専門群の科目として「修理設計」「施工管理・労務管理」「材料・諸工法」「修復技術」「構造手法」「機械工法」「調査法」があり、この他に「記録編集」「課題研究」「討議」からなる実習があり、さらに「特別講義」とがある。費用は無料だが、講習会参加に要する旅費(交通費、食費、宿泊費等)については、受講者側が負担することとなっている。

筆者は、2011~12(平成23~24)年度の主任技術者講習(普通コース) を受講し修了した。当時は前期と後期を2か年度で行っていた。筆者 は2004(平成16)年から株式会社文化財保存計画協会という民間会社 で主任技術者が所属する唯一の団体に所属し、文化財建造物修理の設 計監理の実務経験を積めたことにより、受講が認められたことになる。

ちなみに、文化庁が認定する「重要文化財(建造物)耐震診断事業において、耐震性能の向上措置に係る提案書の作成に技術指導を行う団体」および「国庫補助事業にかかる登録有形文化財建造物修理の設計監理に関する技術指導を行う認定団体」があり、以下のとおりである。

- ·滋賀県教育委員会文化財保護課
- · 京都府教育委員会文化財保護課
- · 奈良県教育委員会文化財保存事務所
- ・(公財) 和歌山県文化財センター
- ·(公財) 文化財建造物保存技術協会
- ·(一財) 建築研究協会
- ·(一財) 京都伝統建築技術協会
- ·(株) 文化財保存計画協会

京都、奈良、滋賀の三府県は、行政組織の中に技術者が配されており、 戦前に制度化された文化財保護法の前身の古社寺保存法からの制度の 継続でもあるが、その他の団体は、その後に主任技術者制度が整備さ れるにしたがって、様々な経緯によって整えられたものであり、これ らの団体に主任技術者が所属している。筆者が文化財保存計画協会に 在籍していた 2015(平成 27)年度までは、基本的に上記の団体に所 属して文化財建造物の保存修理の実務実績を積んで、講習を受けた者 が主任技術者になる、という状況であった。

なお、主任技術者講習を受講できる経験を有する前に、保存修理 技術者養成のための講習が用意されており、上記団体に加え、(公財) 明治村、(公財) 日光社寺文化財保存会に所属する修理技術者も参加 し研鑽を積む。まず新人研修のような技術者養成教育があり、筆者 は 2004 ~ 05 (平成 16 ~ 17) 年度に「文化財建造物保存事業技術者 養成研修」を受講した。2か年度にわたる1~2週間×8セットの充 実したボリュームで、文化財建造物修復関連の一線で活躍されている 講師陣の各種座学講義あり現場見学に限らない多様な実習ありの内容 である。東京だけでなく京都・奈良・滋賀その他の現在保存修理事業 が動いている場所での研修で、長期間の宿泊を伴うために、さながら 合宿のようで、研修同期技術者どうしの組織を超えた横のつながりが でき、さらに縦のつながりもでき、その後の情報交換などができる関 係が構築された。その後主任技術者講習までの数年間は、筆者は年に 1回3日程度の中堅技術者研修を受講した。これもある年は富岡製糸 場であったり、ある年は森林総合研究所であったり、国内各所の現場 で行われた。なお、これらの主任技術者講習にいたるまでの技術者研 修の主催は(公財)文化財建造物保存技術協会である。

主任技術者講習を修了してからも、文化財建造物保存修理事業に従事する主任技術者に対して、保存修理技術に関する重要な事項について、その調査、研究報告を中心に研修を行っている。保存修理技術の知識、技術の習得及び資質の向上を図る目的で、(公財)文化財建造物保存技術協会が主催、原則として2日間東京で行っている。

このように、国宝・重要文化財建造物の保存修理事業(国庫補助事業)の設計監理を行う文化財建造物保存修理主任技術者が養成され、更新されている。ただ、近現代建築について特化されているわけではなく、現在の広範な文化財建造物をすべて扱う内容となっている。

## 1.5 登録有形文化財建造物の修理設計監理における技術指導

国登録有形文化財(建造物)の保存修理(改修・再生・リノベーショ

ン)は、一般の建築士が設計・工事監理をすることができる。ただし、 設計監理費の国庫補助を受ける場合、上記の文化財建造物保存修理主 任技術者の技術指導を受けることが条件である。

重要文化財の現状変更は国の文化審議会で審議される許可制で、価 値を高めるための復原(原型に復する行為)や一部活用のための整備 が主な現状変更許可内容である。一方、登録文化財の現状変更は、地 方自治体経由で文化庁の担当官に書類を提出する届出制であり、許可 制ではない。届出が必要な現状変更の内容も通常望見できる外観の 1/4 以上変更する場合のみである。先述したように登録文化財の修理 は一般の建築士の設計監理でもできるが、良かれと思って行った再生 工事であっても、趣旨をきちんと理解しておらず、結果的に文化財的 価値を損なう現状変更のため登録抹消となるケースが、残念ながらあ る。そうならないために設計監理費の国庫補助を受け、主任技術者に 技術指導を受ける仕組みがあるが、前年度に申請する補助事業は工事 費が対象外な上に設計監理側としてはスピード感がないために遠慮さ れることが少なくないとも聞く。もちろん指導をする立場の地方公共 団体の文化財行政担当者向けの「登録有形文化財(建造物)事務担当 者連絡会」も開かれているが、地方公共団体の文化財行政担当者のほ とんどの方が建築は専門外なので円滑な指導を期待できない場合があ ることは否めない。

国登録有形文化財(建造物)に登録される近現代建築の継承は、継続的な活用を前提とした改修(活用整備)工事がなされることが多く、しかも国宝・重要文化財建造物のように建築基準法適用除外とならないため、大規模の修繕・模様替え、10㎡以上の増築・200㎡を超える用途変更等の確認申請が必要な行為は、建築士による設計監理が必須であり、現行法令が遡及適用されるため、外観の1/4以上の仕様を変更せざるを得ない場合も少なくないであろう。その場合に地方公共団体の文化財行政担当者と事前協議をして文化財の価値を維持向上すべく方向性を検討するというプロセスが必要であるという認識がどこまで浸透しているかにかかっているのが現状のようである。

# 1.6 近現代建築継承の設計監理を担う技術者

経年した建築物の所有者(管理者)にとって、その維持管理にかかる経費の負担を少しでも軽くするため、文化的・歴史的・景観的価値が広く社会に認められるのであれば、公費による補助を受けるメリットを享受できる文化財の制度に頼ることを、筆者は否定したくない。しかし、その継承を手伝う技術者や地方文化財行政担当者の裾野を如何に広げるか。これは、制度概念の整理と周知に努めるしかないのかなと思う。技術者向けには、建築士会を窓口としたヘリテージマネージャーの制度、建築家協会が行う修復塾をはじめ、様々な講習が試みられているが、建築士が担うことが多い国登録有形文化財の改修(活用整備)工事の設計監理に関する知識・経験の習得は、これからの建築士として必修科目ではないかと思う。

国宝・重要文化財建造物でもその保存修理等を国庫補助事業にしない場合、極論を言えば一般の建築士が保存修理工事の設計監理をすることができる。さらに国宝・重要文化財建造物は、建築基準法適用除外建築物であるので、建築士による設計監理でなくとも可能である。だからと言って、少なくとも不特定多数の利用が見込まれる建築においては、現行法規との整合は必須である。建築基準法第3条1項3号で定めるその他条例で適用除外とすることのできる建築物であっても同様で、一般建築の改修では当たり前に現行法規に適合させるよう検

討しており、登録文化財建造物の改修でも同様にすべきなのは当然である。しかし、杓子定規に現行規定に適合させるのではなく、今後も継続的に活用するために現行法規に適合させることによって継承できなくなる意匠・技法等をどう代替するか、すなわちその建築物の持つ固有の価値の継承の検討が必要で、そこには、一般建築の改修だけでなく、少なくとも登録文化財建造物の改修の知識・経験が必要かと思う。建築士個々人の間で興味の有無や濃淡はあるにせよ、一生新築にしか関わらないで済んだ20世紀は昔の話であり、既存建築の扱いについてのイロハは基礎的な知識の一つではないかと思う。

建築士は、建築士法に定められた建築物の設計や工事監理等を行う 国家資格の技術者であり、3年ごとの定期講習が設けられている。受 講時はまる一日缶詰になり、そこそこの苦行ではあるが、そうした実 務のスキルを磨く研鑽の機会にあわせた講習はできないものだろうか。

文化財建造物保存修理技術者に求められる技術も広範囲になり、一昔前に比べればかなり大変になってきている印象は否めない。特に近現代建築は規模も大きく検討すべきことも多岐にわたり、チーム戦でなくては戦えない。文化財修理主任技術者はエキスパートであるが、こと近現代建築と向き合う時には、エキスパートであると同時にゼネラリストであるべきであって、想定しうる条件下で最適な解答を出すことを心掛ける必要があると思う。もちろん担当者により解答が違って当然ではあるものの、基本的な部分は共通の正解のようなものはあるもので、その「基本的な部分」さえ共有できれば大きな間違いは起きないように思える。それは「変更すること」の見極めかと思う。「変更すること」が目的化した継承(保存・再生)工事は本末転倒であって、調査して現状(竣工から現在に至るまですべて)を把握し、価値が維持向上される変更なら大いに結構で、その理由が概ね社会的に共

有できれば「最適化」されたと言えるのではないだろうか。

ただ、オン・ザ・ジョブトレーニングで実際に実務経験しながらでないと身に着かないのも事実で、講習だけでなく「習うより慣れる」機会が多くの建築士の間で増え、近現代建築の継承が進むことを願う。

# 2. ヘリテージ・アーキテクト養成講座講師の視点から 2.1 ヘリテージアーキテクトとは

令和2年度(2020年度)から、京都工芸繊維大学が行う社会人対象 リカレント教育プログラム「ヘリテージ・アーキテクト養成講座」が 開講された。その概要は、ホームページに掲載されている内容\*\*を抜 粋すると、以下のとおりである。

昨今、文化財保護の対象の拡大、歴史的建築物の活用の促進など、建築や都市の保存再生の社会的意義の認知やその実例が格段に広がりつつあり、またヘリテージ・マネージャー\*9の養成が全国で進み、文化遺産保護を支える人材の裾野が広がってきている。特に、使い続けられることを前提とした近現代建築の保存活用の機会が広がることで、保存再生のデザインのあり方に多様な問題が立ち現れるようになってきた。社会人を対象とする本養成講座では、より建築の実務に特化してリビング・ヘリテージの保存再生デザイン及び活用提案を行う高度な能力を有する人材、すなわち「ヘリテージ・アーキテクト」を養成することを目的とした教育を行う。

ここで「ヘリテージ・アーキテクト」が、「より建築の実務に特化してリビング・ヘリテージの保存再生デザイン及び活用提案を行う高度な能力を有する人材」と定義している。

# 2.2 ヘリテージアーキテクト養成講座

実務経験がない段階で理念や方法論を教示されてもなかなか身につ

2022年度 講座内容・日程表

					202	-+-	伎 講座内容・日程表					
			テーマ	午前		g	午後					
	日程	形式		9: 1	0: 第1限	(*	第2限 #	第3限 #	第4限		司会	講義室
				30~ 0	10:30~12:00	1.00	12:50~14:20 <sup>8</sup>	14:30~16:00	16:10~17:40 (17:10)	5		
		リモート	理念	今年度:	オリ 講義		講義	講義	講義			± /
1	9月24日(土)			エンテ	- 保存再生の枠組		保存再生の理念と方法	保存再生のデザインと方法	保存再生のデザインと評価		中山先生	
				ショ	京都工芸繊維大学 清水重敦		京都工芸機雑大学 マルティネス・アレハンドロ	京都工芸繊維大学 花田佳明	京都工芸繊維大学 笠原一人	-人		/
		対面			見学会①	П		プロジェクト/見学会				± /
2	10月1日(土)				京都市近辺の保存再生事例	П	17:10				笠原先生	
					京都工芸繊維大学 魚谷繁礼		プロジェクト対象3物件見学				i '	$\vee$
	10月15日(土)	対面			馮義	П	プロジェクト/ 実別順套 メイン講師: 花田住明・田原幸夫 17.			ヿ		0111
3					プロジェクト/実測調査	11				17:10	笠原先生	
					長岡造形大学 津村泰範	Ш	ゲスト講師:津村泰範					
	10月29日(土)	リモート	マネジメント		满義	П	溝義	講義	講義			
4					保存再生と不動産	16	保存再生と不動産	保存再生と法規	保存再生と都市計画		マルティ	1 /
					マットシティ/みんなの不動き 末村巧	ш	創造系不動産 高橋寿太郎	建築再構企画 佐久間 悠	日本郵政 黒木正郎		ネス先生	
	11月12日(土)	対面	マネジメント		講義	Н		プロジェクト/ 講評会 ①		$\neg$	ř –	
5					マネジメントと保存再生	11	周辺調査・プログラム提案	メイン講師:花田佳明 ・田原幸夫			中山先生	E111
					アークブレイン 田村誠邦			ゲスト講師:田村誠邦				
			構造・技術				馮羲	講義	满義			
6	11月26日 (土)	リモート					保存再生と施工・技術	保存再生と歴史調査	文化財建造物の耐震補強		清水先生	
						Ш	竹中工務店 中嶋徹	清水建設 平井直樹	文化財構造計画 冨永善啓			/
					講義	П		プロジェクト/ 講評会②	プロジェクト/ 講評会②			f
7	12月10日 (土)	対面	構造		構造家 実施例	11	歴史・構造評価	メイン講師:花田佳明・田原幸夫		中山先生		E111
					京都工芸繊維大学 満田衛資			ゲスト講師:満田衛資				
					講義	Ħ		プロジェクト/ 講評会③		_		
8	12月25日(日)	対面	デザイン		建築家 実施例(京都市美術館)	3)	デザイン・設計提案	メイン講師:花田佳明 ・田原幸夫			笠原先生	E111
	0,000,000				AS 青木淳	Ш		ゲスト講師:青木淳				
						11	馮義	講義	講義			
9	1月21日 (土)	リモート	デザイン			П	保存再生のデザインと実務	建築家 実施例	喜家 実施例 建築家 実施例		マルティ	
						Ш	京都工芸繊維大学 田原幸夫	京都工芸繊維大学 中山利恵	メグロ建築研究所 平井充		ネス先生	
		対面				Н	プロジェクト/演評会①					ř –
10	2月4日(土)				見学会②	H	# 0280300000 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1				笠原先生	E111
1					京都市近辺の保存再生事例			ゲスト講師・花田座野・田原華大				
-						┨		プロジェクト/最終講評会		$\dashv$		
111	2月19日(日)	対面					最終プレゼンテーション メイン講師: 花田佳明・田原幸夫					E111
1	-,,,,,,,						一				ネス先生	C111
			l			ш		A STEER STORY				

<sup>-</sup> 講義 1.5時間×18コマ(27時間) + プロジェクト 1.5時間×3コマ×7回-0.5時間×3コマ(30時間) + 見学会 1.5時間×1コマ×2回(3時間) = 合計40コマ(合計60時間)

fig.6 令和5 (2023) 年度ヘリテージ・アーキテクト養成講座プログラム

<sup>・</sup>第4回10月29日(土)「マネジメント」、第6回11月26日(土)「構造・技術」、第9回1月21日(土)「デザイン」は、本学大学院・建築都市保存再生学コースの講義にも設定されています。

<sup>・</sup>第1回9月24日(土)、第4回10月29日(土)、第6回11月26日(土)、第9回1月21日(土)は1根あるいは2根より4根までリモート講義となります。

かないという実感が筆者にもあるので、この「ヘリテージ・アーキテクト」は、これは、前章で筆者が考えている方向性に近い。

比較的理想的な講座である。実際、京都工芸繊維大学では、2015年度より大学院建築学専攻に特別教育プログラム「建築都市保存再生学コース」を設置し、建築や都市の保存再生事業をリードしうる人材の育成に向けた教育を進めるとともに、シンポジウムや特別研究会を開催し、保存再生に関わる最新の研究及び情報を集積・発信してきた。それまでの教育研究の蓄積を踏まえ、2020年度より、社会人を対象とするリカレント教育プログラム「ヘリテージ・アーキテクト養成講座」を新たに開講したとのことである。令和5(2023)年度で4回目が行われている。さらに今年度から本養成講座が、文部科学省の職業実践力育成プログラム(BP)に認定され、厚生労働省「教育訓練給付制度(特定一般教育訓練)」講座に指定された。

講座のプログラムは、今年度は前ページの表 (fig.6) のとおりである。 実践的に押さえておきたい多岐にわたる内容が盛り込まれており、 筆者も開講時から文化財建造物の保存活用の調査や設計理念に関する 実務的な内容をお話しすることで講師陣に加わることとなった。 開講 年度からちょうどコロナ禍に見舞われ、講義系の講座がリモートとなっ たが、筆者担当の科目は実際の建造物の保存再生のシミュレーション 演習の前段としての位置づけで、演習の対象建造物の見学にも随行し、 受講生と多くのコミュニケーションが取れた。受講生の意識の高さと 強い要望を感じ取ることができた。半面、ここまで明確に実務的目標 をもつ学生はほとんどいないため、大学教育に組み込むには難しい。

今後は講師メンバーで人材育成や制度の研究を進める予定である。

## おわりに~今後の課題

特別研究「近代文化遺産の継承手法における課題の抽出・整理」は 計画を大きく変えながら現在も進めているため、改めてまとめ直して 報告をしたいと考えている。

長岡造形大学に着任して早7年が過ぎた。それまで歴史的建造物の保存再生にかかる設計や工事監理の実務に携わってきた経験上、いかにその裾野を広げるかということが急務であると痛感している。まちづくりまで視野に入れて、建造物というハードの保存再生を担える設計者は決して多くない。職能論は、教育者として如何にして後進を育てるかという問題意識からではあるが、現実はなかなか厳しいことは痛感している。

ただ、筆者もあらかじめそこまでの視座があったかと問われれば甚だ 心許なく、偶然の成り行きで経験値を上げてきた中で意識が醸成されて きたに過ぎない。大学院修士課程を建築史研究室で学び、より実践的に 歴史的建造物を活かすことに憧れて古民家再生を標榜する長野県の降幡 建築設計事務所の門を叩き、25年ほど前から6年余り仕事をさせていただいた中で、たまたま担当した案件に取り組んだだけである。また、その後、文化財保存計画協会で12年余りに渡り本格的な文化財建造物の修理や整備等の設計監理業務に携わった中で経験的に得た知見を整理しているまでのことである。しかし、体系的に知見を整理することになかなか難航していることは否めない。ケースバイケースであるなかからどのように共通項とそれぞれの独自の条件をむしろケーススタディ的に解いた方が良いようにも感じている。技術者や技能者や研究者の質量の充実だけでは解決しないことは、重々承知している。

長岡市には醸造業を生業とした戦前の面影が残る摂田屋地区がある。戦災を免れた登録文化財も多く残るこの地区を、次世代の担い手

とともにまちづくり会議体「宮内摂田屋 method」を立ち上げ、より 磨いていきたいと望んでいる。この活動の中で、引き続きここで掲げ たテーマの研究を続けていきたい。

また、前職時代から10年余り「住宅遺産トラスト」という団体に対して技術協力をしているが、特に戦後住宅建築の継承案件が複数現在進行中である。不動産としての近現代の建築遺産の前には、継承にかかる改修工事費や各種の税などの経済的なコストと、その遺産の持つ金銭的価値には単純に置き換わらないバリューとのせめぎ合いの解決が単純には解けず、無力感に苛まれているが、なんとか我々が普段目にする風景が豊かになり、そして社会がより豊かになることを望む。

#### 参考文献

1) 『長岡造形大学研究紀要 19』 pp. 116-119, 2022-03, 長岡造形大学 「9246 歴史的建造物を使い続けていくための現行規定整合に関する研究 移築された歴 史的建造物を対象として」2022 年度建築学会大会(北海道)学術講演梗概集 建築歴史・ 意匠 2022-07, pp. 491-492

### 脚注

- 1 文化庁ホームページに「文化財保護制度の概要」の解説がある。https://www.bunka. go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/01/sanko\_4\_1.html
- 2 国土交通省ホームページに「景観まちづくりの制度について」の解説がある。 chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/qakushu/data1/demaekouza\_all.pdf
- 3 文化庁ホームページに「登録有形文化財(建造物)」の解説がある。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei\_kenzobutsu/
- 4 まちの潜在資源を活用し都市・地域の経営課題を解決する "リノベーションまちづくり" を全国各地で推進しているリノベリングのホームページに「リノベーションまちづく りとは」が掲載されている。 https://www.renovaring.com/machidukuri/index.html
- 5 かつて商都として賑わいを見せた千曲市稲荷山(当時更埴市)の代表的な商家「旧松林家住宅」を改修して市の生涯学習施設にすることを担当した。2000年、稲荷山宿・蔵し館となった施設である。主屋は往時の生活空間を再現しており、イベント等も行える空間で、西側二階建ての倉庫は、「くらしの資料館」としてかつての稲荷山の生業や生活の様子を物語る民俗的資料を多数展示している。整備事業を進めていた際のエピソードなども含めて『民家再生の実践』(彰国社、2006年12月)に「土蔵造りの町家を生涯学習施設へ変える」として事例紹介した。「くらしの資料館」の展示品を収集する際には、近隣のお宅を市の担当者と監修をしてくださった郷土史の先生と一緒に巡り、それぞれのお宅の蔵に眠っている品々を寄贈・寄託いただいて展示の構成を考えたことを思い出す。
  - こうした動きで近隣住民の意識を喚起したのかもしれないが、この「蔵し館」を含む一帯も、千曲市稲荷山重要伝統的建造物群保存地区に選定され、重伝建地区としてのまちなみ整備が進んでいる。「蔵し館」は角地に位置し、比較的大きな敷地の東面・南面・西面が通りに面しており、当時北側の隣地も更地になっており、全方位から外観が見える状況で、それぞれの面から大きく姿が変わらないよう外観を整えたが、文化財建造物ではないので、用途変更等で遡及適合が求められる現行建築基準法との整合のための改変は少なくなかった。しかし、全棟重伝建の特定物件になっており、「蔵し館」の外観の再生整備が稲荷山地区の伝統建築を継承する一つのきっかけになったとは思う。
- 6 1999 年まで遡るが、漆器生産の街として知られる塩尻市楢川(当時楢川村)にある、で当主が漆芸を営んでいる S 家住宅の水廻りの改修をすることになった。昭和8 (1933) 年上棟の主屋の一部であるが、水廻りということもあってある程度後世の改造がみられる部分であった。主屋と東土蔵と西土蔵の 3 棟をまだ制度ができて間もない国登録有形文化財に 2000 年に登録し、設計監理費の国庫補助を受け、主屋の水回り部分を再生した。文化財建造物保存修理主任技術者 (この時はのちに筆者が勤務することとなる文化財保存計画協会代表の矢野和之氏) の技術指導を受け、正面の通りに面した現状変更の対象となる部分の外観は昭和初期の漆器生産の佇まいが残る街並みに馴染ませる形で整えた。解体時に露わになった適用口上部の菱形の嵌め殺し窓を復原的に整備し、アルミサッシとなっていた外側に主屋の他の部位と合わせた格子を付加し、道路側に露出しておかれていたプロパンガスボンベを目立たないように目隠扉を設けた。

その後、S家住宅を含む一帯は、塩尻市木曾平沢重要伝統的建造物群保存地区に選定され、重伝建地区としてのまちなみ整備が進んでいる。S家住宅の外観の再生整備は平沢地区の伝統建築を継承する一つのきっかけになったとは思う。

「蔵し館」と「S家住宅」の事例は、いずれも具体的にまちなみ保全の活動に参加したわけではなく、伝建地区の推進の一員でもないのだが、一つ再生整備がなされると、 近隣周辺に波及効果があることを示していると思う。

- 7 『地方創生は古い建築物を見直せ』鈴木勇人、幻冬舎(2022年2月出版)などの書籍が近年出版されている。
- 8 https://www.hakit.kit.ac.jp/
- 9「全国へリテージマネージャーネットワーク協議会」のホームページによれば、以下のとおりである。「ヘリテージマネージャー(地域歴史文化遺産保全活用推進員)とは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材のことです。 建築士会では、歴史的建造物の保全活用に係る専門家であるヘリテージマネージャーを育成し、多様な人たちと連携しながら地域文化活性化の一翼を担う人材群として活躍してもらうことで、誇りのもてる地域づくりに貢献していくことを目指しています。」

https://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/hm-net/index.html